

日本臨床検査医学会学会賞・功労賞に関する規定

平成 14 年 11 月 22 日 制定

平成 15 年 10 月 28 日 一部改定
平成 16 年 4 月 17 日 一部改定
平成 17 年 8 月 20 日 一部改定
平成 20 年 8 月 23 日 一部改定
平成 21 年 8 月 8 日 一部改定
平成 23 年 8 月 19 日 一部改定
平成 27 年 10 月 3 日 一部改定

平成 15 年 12 月 13 日 一部改定
平成 16 年 8 月 21 日 一部改定
平成 19 年 12 月 22 日 一部改定
平成 20 年 11 月 8 日 一部改定
平成 22 年 8 月 8 日 一部改定
平成 25 年 3 月 24 日 一部改定

(目的)

第 1 条 日本臨床検査医学会(以下「本法人」という)に学会賞を設け本法人に所属し臨床検査医学の分野で優れた業績をあげた会員に対して、本法人学会賞を授与することにより、臨床検査医学(臨床病理学、病態検査学、臨床検査診断学等)、(以下「臨床検査関連領域」)の学術研究活動の推進を図ることを目的とする。

(学会賞)

日本臨床検査医学会学会賞として以下のものを定める。

- 1) 学術賞(Scientific Award)
臨床検査関連領域で最も優れた業績をあげた会員 1 名に授与する。
- 2) 検査・技術賞(Laboratory Technology Award)
日常検査業務に関連する病態解析あるいは検査法の開発、検討において、優れた業績をあげた会員 1 名に授与する。
- 3) 若手研究者奨励賞(Young Investigator Award)
40 歳未満で、本学会学術集会において筆頭著者としての研究発表があり、今後さらに研究の発展が見込まれる会員若干名に授与する。
- 4) 優秀論文賞(Outstanding Article Award)
過去 1 年間に本法人「臨床病理」誌の原著論文において、優れた発表をした会員若干名に授与する。年齢制限は特に加えない。

(功労賞)

日本臨床検査医学会功労賞として以下のものを定める。

- 1) 河合忠賞(Kawai Tadashi Award)
本法人の発展に多大な貢献をしている会員 1 名に授与する。

第 2 条 学会賞の対象者は、応募時に以下の学会入会歴を満たすものとする。

- 1) 学術賞、2) 検査・技術賞は満 5 年以上、
- 3) 若手研究者奨励賞については満 3 年以上、

4) 優秀論文賞については 1 年以上の会員歴が必要である。

なお、1) 学術賞、2) 検査・技術賞の対象者として、原則的に教授職および教育研究機関の部長職は除くこととする。また、1) 学術賞、2) 検査・技術賞の重複受賞は不可とする。

3) 若手研究者奨励賞と 4) 優秀論文賞は重複受賞は可とするが、同一年度に若手研究者奨励賞と優秀論文賞を同一人に授与することはしない。

第 3 条 功労賞の対象者は、名誉会員または功労会員とし、募集は行わない。

(学会賞委員会)

第 3 条 本法人に学会賞を審査および選考するため、日本臨床検査医学会学会賞委員会(以下「学会賞委員会」という。)を置く。

(組織)

- 第 4 条 委員会に委員長 1 名、委員 4 名～8 名をもって組織する。
- 2 委員長は、学術担当理事が任命する。
 - 3 委員は、委員長が推薦し理事会が承認する。
 - 4 委員長および委員の任期は 2 年とし、重任は妨げない。
 - 5 委員長は、必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を要請し、意見を述べさせることができる。

(応募申請)

第 5 条 学会賞の交付を受けようとする会員は、次の関係書類を理事長に提出する。なお、自薦 他薦とも可とする。

- 1 学会賞応募申請書
- 2 研究業績調書
- 3 推薦書(他薦の場合)

ただし、優秀論文賞は臨床病理誌の原著論文より選定されるため、申請の必要はない。

- 2 原則として、一推薦者(一施設)より、学術賞、検査・技術賞、を含めて 1 名、若手研

究者奨励賞 1名の推薦とする。

(選考)

第6条 学会賞の選考は、基本的に学会賞委員会で行い、必要があれば学術推進化委員会に諮問し、受賞候補者を決定する。

ただし、優秀論文賞については、原則として、過去1年間に臨床病理誌に掲載された原著論文を対象として、編集委員会で審査選定し、学会賞委員会に推薦を行うものとする。

- 2 功労賞の選考は、理事会で行う。
- 3 受賞候補者を理事長に報告する。
- 4 理事長は、各受賞候補者を理事会に報告し、各受賞者を決定する。

(表彰)

第7条 学会賞ならびに功労賞に対する表彰は、原則として学術集会 学会賞受賞講演時に行い、各受賞賞金は、次のとおりとする。

- 1 学 術 賞 50万円
- 2 検査・技術賞 30万円
- 3 若手研究者奨励賞 10万円
- 4 優秀論文賞 10万円
- 5 河合忠賞 10万円

(受賞講演・総説執筆)

第8条 各受賞者(若手研究者奨励賞、優秀論文賞、河合忠賞は除く)は、学術集会において受賞講演を行うとともに、受賞テーマに関して総説論文を臨床病理誌に執筆するものとする。

(学会賞の財務)

第9条 学会賞賞金は、本法人学会賞基金を充当する。

- 2 学会賞基金は、協賛企業の寄金を得ることができる。
- 3 学会賞基金は、本法人学術推進プロジェクト研究助成金等として使用することができる。

(附則)

第10条 この規定は、平成5年1月1日制定の規定を廃止し、新たに規定を制定するものである。

- 2 この規定の改定は、理事会の承認を得なければならない。
- 3 この規定は、平成28年1月1日から施行する。